

宮城県農業農村整備事業等の工事における「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事」実施要領

(趣旨)

第1 建設産業では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となる中で、建設現場におけるICTを活用しての省力化・効率化による生産性向上が求められている。

本要領は、建設現場でICTを活用することで生産性の向上と就労環境の改善を図るために宮城県農業農村整備事業等の工事において試行する「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事」(以下「モデル工事」という。)の実施に当たり必要な事項を定めるもの。

(定義)

第2 モデル工事は、土工(法面整形工を含む)、ほ場整備工又は舗装工における施工プロセスの各段階(起工測量、施工、管理、納品)において、ICTを活用する工事とし、土工に関するものをICT土工、ほ場整備工に関するものをICTほ場整備工、舗装工に関するものをICT舗装工という。

(対象工事の選定)

第3 モデル工事は、発注工事の種類が土木一式工事に該当するもののうち、工事における扱い土量の合計が1,000m³以上ある土工を含むもの、施工面積が1.0ha以上のほ場整備工を含むもの又は、新設する路盤面積が3,000m²以上の舗装工を含むものとし、現場条件等の施工性を勘案して発注者が対象工事を選定するものとする。

なお、災害復旧工事、その他特別な事情等がある工事については対象としない。

(適用範囲)

第4 ICT土工及びICTほ場整備工並びにICT舗装工の対象とする適用範囲は、別紙1に示すとおりとする。

(実施方法)

第5 発注者は、第3において選定したモデル工事の実施に当たり、別紙2に基づき特記仕様書に「ICT施工・3次元化等の活用提案モデル工事」である旨を明示するものとする。

2 モデル工事を総合評価落札方式の特別簡易型、簡易型、標準型、高度型のいずれかにより実施し、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」(別記様式-1)により提案があった場合、各施工プロセス(①3次元起工測量、②3次元設計データの作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品)での技術活用数に応じ評価する。⑤3次元データの納品を活用する場合は、④3次元出来形管理等の施工管理の活用を必須とする。ただし、④3次元出来形管理等の施工管理を活用できない工種、もしくは、活用困難な工種については、②3次元設計データの作成をあわせて活用することとし、⑤3次元データの納品のみの申告は行わないこと。

なお、評価基準等については、総合評価落札方式における「価格以外の評価項目における評価基準（４．働き方改革）」によるものとする。

- 3 「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」の(D)技術番号・技術名に記載している技術は、活用提案の有無に関わらず、施工計画・技術提案等（いわゆる作文）の評価対象外とする。（「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用対象外の工事の場合も同様の取扱いとする。）
- 4 受注者は、ICT施工・3次元化等の活用提案をする場合は、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」を作成し、落札候補者となった時点で発注者に提出するものとする。
- 5 受注者は、提案した具体的な実施内容については、受注後に発注者・受注者間で協議を行い決定する。

（工事成績考査における評価）

第6 発注者は、履行確認は工事完了時に評価することとし、総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」で提案した技術を実施しなかった場合は、履行が担保できなかったものとして評価し、工事成績考査にて減点措置とする。

- 2 モデル工事でICTを活用した施工を実施した場合でも、工事成績考査で加点は行わない。

（工事費の積算）

第7 発注者は、「ICT施工・3次元化等の活用提案」を活用しない従来工法での積算によりモデル工事を発注するものとし、第5において提案のあった技術は設計変更の対象として農林水産省が公表している「情報化施工技術の活用ガイドライン」の扱いに準じて積算計上し、変更契約を行うものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品に係る費用

（ICT活用証明書の発行について）

第8 「ICT施工・3次元化等の活用提案」の評価項目で、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載されている施工プロセスについて1項目以上実施した工事については、「ICT活用工事及び週休2日実施工事に関する証明書発行実施要領」に基づき、発行手続きを適切に行うこと。

（その他）

第9 実施にあたっては、農林水産省が公表している「情報化施工技術の活用ガイドライン」に準じるものとする。

- 2 この要領に定めのない次項等については、必要に応じてその都度定める。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。